

3. ご利用いただける方（融資対象者の共通要件）

- ① 中小企業者であること
- ② 久留米市内に事業所を有し、事業を営んでいること
- ③ 市税を滞納していないこと
- ④ 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること
- ⑤ 許認可等を必要とする業種は、許認可を受けていること
- ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

4. 中小企業者、小規模企業者の定義

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業 等	以下 3 億円	以下 3 0 0 人	以下 2 0 人
卸売業	1 億円	1 0 0 人	5 人
サービス業	5, 0 0 0 万円	1 0 0 人	
小売業	5, 0 0 0 万円	5 0 人	
医療法人 等	—	3 0 0 人	2 0 人

※中小企業者とは、資本金か従業員のうちいずれか一方の条件を満たす企業です。

※製造業等には、卸売業、サービス業、小売業以外の業種を含みます。
（具体的には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、印刷業、出版業、電気ガス熱供給水道業など）

※事業協同組合等の組合も該当します。

※特定非営利活動法人は、従業員要件を満たす場合、中小企業者に該当します。
ただし、小規模企業者には該当しません。

※政令で定められた特例業種（ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業など）は、上記の定義と異なるため、詳しくは窓口にお問い合わせください。

5. 非対象業種の主なもの（下記以外の業種はほとんどが保証対象です）

農業、林業（素材生産業および素材生産サービス業を除く）、漁業
金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業等を除く）
その他のサービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）
風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 6 項～第 10 項に規定する性風俗関連特殊営業

6. 問い合わせ先

●融資の申込みに関すること	→	取扱金融機関（中面下部参照）、 事業所所在エリア管轄の商工会または商工会議所
●信用保証制度・保証料率に関すること	→	福岡県信用保証協会久留米支所 Tel: 0942-38-1023
●市制度融資・各種認定に関すること	→	久留米市商工政策課 Tel: 0942-30-9133 各総合支所産業振興課
●新規開業資金・証明書に関すること	→	久留米市新産業創出支援課 Tel: 0942-30-9136
●資金繰り等の経営相談に関すること	→	久留米商工会議所 Tel: 0942-33-0213 久留米南部商工会 Tel: 0942-64-3649 久留米東部商工会 善導寺事務所 Tel: 0942-47-1231 北野事務所 Tel: 0942-78-3311 田主丸町商工会 Tel: 0943-72-2816

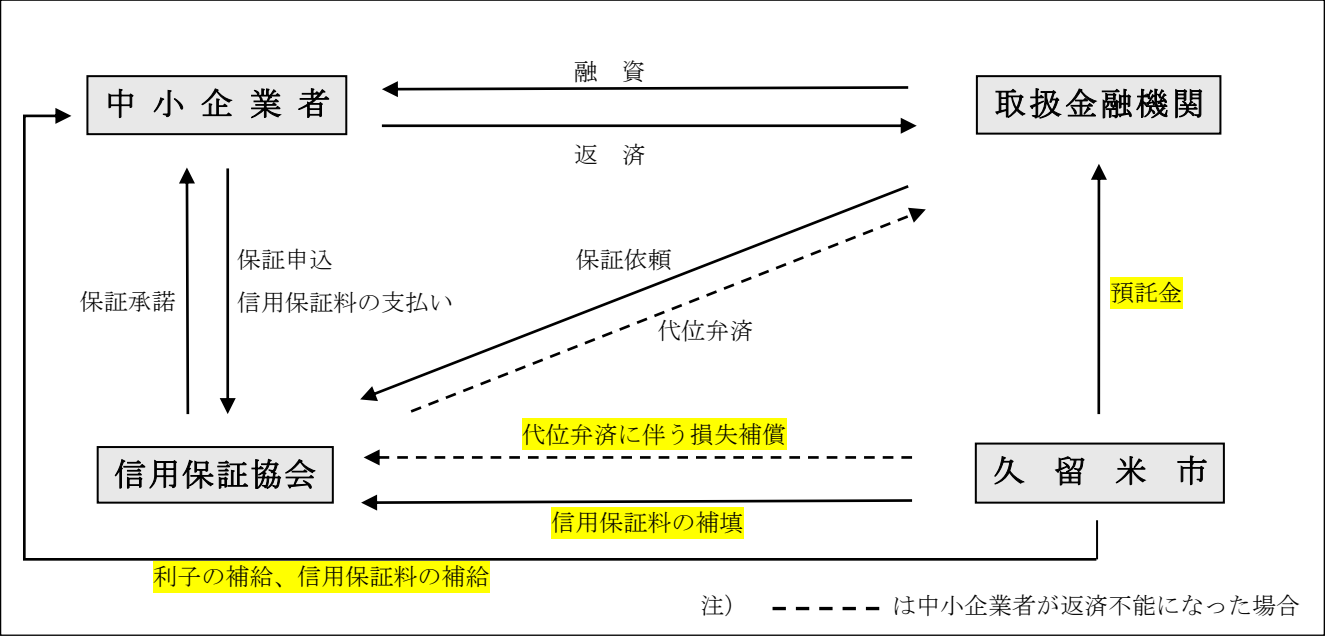


R8.10.1 版

久留米市中小企業融資制度のご案内

久留米市は、独自の融資制度を通じて市内中小企業者の皆様の経営安定を支援しています。
この制度は、福岡県信用保証協会・取扱金融機関・久留米市の相互協力により成り立っています。

1. 久留米市中小企業融資制度の仕組み



2. 久留米市の役割

- ① 預託金の預入れ
市が金融機関に資金を預け入れることで、金融機関による通常の融資と比べて、長期・固定かつ低利な融資を実現しています。
- ② 信用保証料の補填
利用者が本来支払うべき信用保証料の一部を市が補填し、借入時の金銭的負担を軽減しています。
- ③ 信用保証料の補給
350 万円以内の融資については、上記②に加え、借入時に支払った信用保証料の全額または一部を利用者に償還払いし、金銭的負担をさらに軽減しています。
- ④ 利子の補給
緊急経営支援資金・新規開業資金に限り、借入後 1 年間の支払利子の全額を利用者に償還払いし、金銭的負担を軽減しています。
- ⑤ 代位弁済に伴う損失補償
利用者が金融機関に対し借入金の返済ができなくなった場合、保証協会が代位弁済した一部を市が補填しています。

久留米市中小企業融資制度一覧（融資条件は経済情勢等により変わることがあります）

令和8年10月1日現在

	資金名		用途	対象者 (注1)	限度額	利率	期間 (据置期間)	本来の 信用保証料率	市補填後 (注2)	保証料 補給	利子 補給	その他留意事項	
一般	① 長期事業資金		運 転 設 備	共通要件を満たす中小企業者	5,000 万円	1.7% (1.5%)	運転7年以内 設備10年以内 (1年以内)	0.45～ 1.9%	0.45～ 0.92%	○	－	()内の利率は、 責任共有制度の対象外保証適用 の場合または、 市商工政策課もしくは各総合支 所産業振興課でセーフティネッ ト保証 5 号の認定を受けた場合 に限る	
	経営安定 資金	② 短期安定資金	運 転		2,000 万円	1.5% (1.3%)	1年以内						
		③ 小口資金	運 転 設 備		2,000 万円	1.6% (1.4%)	7年以内 (1年以内)						
		④ 小規模企業者振興資金	運 転 設 備	共通要件を満たす小規模企業者で、 申込融資額と既存の保証付融資残高が2,000 万円以下であるもの	2,000 万円	1.3%							
緊急対策	緊急経営支援 資金	⑤ 一般枠	運 転 (設 備)	共通要件を満たす中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ① セーフティネット保証(1～8号)の認定を受けた者 ② 最近3ヶ月の売上高が前年同期と比較して10%以上減少した者 ③ 災害の発生等で被害を受けた者（設備資金の申込可）	1,000 万円	1.46% (1.26%)	7年以内 (1年以内)	0.45～ 1.9%	0.45～ 0.84%	○	○	()内の利率適用は、経営安定資金 に同じ 各種認定書は、 市商工政策課または各総合支所 産業振興課にて申請・発行 災害復旧枠について、既存借入の 借換は不可（ただし、災害復旧枠 からの借換は可） 中東情勢等対応特別枠について、 既存借入の借換は不可	
		⑥ 経済対策特別枠	運 転	共通要件を満たす中小企業者で、事業所税が課税されている者 (事業所税が全額減免されている者は除く)	1,000 万円								
		⑦ 危機関連枠	運 転 設 備	共通要件を満たす中小企業者で、危機関連保証の認定を受けた者	1,000 万円	1.26%		0.8%	0.57%				
		⑧ 災害復旧枠 (事業復旧に必要な資金)	運 転 設 備	共通要件を満たす中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ① 激甚災害もしくは局地激甚災害に指定された災害に被災した者 ② 災害救助法の適用を受けた災害に被災した者 ③ ①及び②と同等の災害に被災したと市長が認める者	1,000 万円 (対象となる災害 別)	0.8%		0.45～ 1.9%	0%				－
		⑨ 災害事前対策枠 (対策に必要な資金)	設 備	共通要件を満たす中小企業者で、事業継続力強化計画の認定を取得し、 計画に記載する災害事前対策に取り組む者として市長が認める者	1,000 万円								
		⑩ 中東情勢等対応特別枠	運 転	共通要件を満たす中小企業者で、次のいずれかに該当する者 ① 直近1ヶ月の売上高が前年同月比20%以上減少した者 ② 直近1ヶ月の利益率（粗利または営業利益率）が前年同月比20% 以上減少した者	350 万円	1.26%	3年以内 (1年以内)						
新規開業	⑪ 新規開業資金		運 転 設 備	創業塾等を直近2年以内に修了した者で、次のいずれかに該当する者 ① 事業を営んでいない個人で、融資実行日から1ヶ月以内に市内で 開業する具体的計画を有する者 ② 事業を営んでいない個人で、融資実行日から2ヶ月以内に市内で 会社を設立して事業を開始する具体的計画を有する者 ③ 市内で開業して6ヶ月未満の個人または法人 ④ 市内で開業後6ヶ月以内に法人成りし、その後6ヶ月未満の法人	2,000 万円	1.26%	10年以内 (1年以内)	0.95%	0% 経営者保証 免除適用時 0.2% (注3)	－	○	創業塾等 ・創業塾 (久留米商工会議所、東部商工会) ・くるめ南部個別創業塾 (南部商工会) ・個別による相談支援 (田主丸町商工会) ・女性の起業セミナー (市男女平等推進センター) ・KURUME ビジネススクール (久留米ビジネスプラザ) 修了証: 上記各支援機関にて発行 証明書: 市新産業創出支援課発行	
				上記を満たす者で、次のいずれかにも該当する者 ・女性、30歳未満の者、55歳以上の者(融資申込時点) ・創業塾等による支援を受けた証明書を持つ者 ・市外から移住して18ヶ月以内の者 ・市外から移住予定の者		1.16%							

注1） 共通要件については、裏表紙をご確認ください。
注2） 久留米市は保証料の一部を補填して事業者の金銭的負担を軽減しており、市補填後の料率の範囲で、
個社の経営状況等に応じた保証料率が適用されます。
注3） 保証人については、個人事業主は原則不要、法人は原則代表者となりますが、事業者選択型経営者保証
非提供制度により、信用保証料率を上乗せ（0.25%または0.45%）することで、法人でも経営者保証を
不要とすることも可能です。
なお、新規開業資金については、スタートアップ創出促進保証制度により経営者保証を免除できる場合
があります。詳しくは、取扱金融機関または福岡県信用保証協会にお問い合わせください。

■ **取扱金融機関（全資金共通）**
りそな銀行、福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、佐賀共栄銀行、
十八親和銀行、北九州銀行、熊本銀行、筑後信用金庫、大川信用金庫、福岡県信用組合、商工中金

■ **返済条件緩和措置**
資金繰りに支障が生じている場合、返済条件の緩和が可能です。金融機関にご相談の上、お申込み下さい。
1. 最長返済期間の延長 最長2 年（短期安定資金は最長1 年間）
2. 元金返済猶予措置 最長2 年（短期安定資金は最長1 年間）

福岡県制度融資



主な支援施策一覧



信用保証協会融資



中小機構 省力化ナビ



日本政策金融公庫融資



中企庁 支援策チラシ



■ **必要書類チェックリスト**
（個＝個人事業主 法＝法人）

- ☐ 信用保証協会全国統一申込書式
- ☐ 市税の滞納のない証明
- ☐ 印鑑証明書の写し（3 か月以内のもの）
※法）法人＋代表者の計2 通
- ☐ 個）確定申告書の写し（2 期分）
- ☐ 法）決算書（2 期分）
- ☐ 法）履歴事項全部証明書（3 か月以内のもの）

※別途必要になるもの

- ☐ 法）決算後6 月以上経過→残高試算表
- ☐ 設備資金の場合→見積書、カタログ、設計書等
- ☐ 許認可を要する業種の場合→許認可証の写し
- ☐ 緊急経営支援資金の場合→市の認定書
- ☐ 新規開業資金の場合→所得証明書
- ☐ その他金融機関が審査にあたって必要とする書類